

平成25年9月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(行コ)第127号 政務調査費返還請求控訴事件

(原審 宇都宮地方裁判所平成23年(行ウ)第13号)

口頭弁論終結日 平成25年8月9日

判 決

宇都宮市塙田1-1-20

控 訴 人	栃木県知事 福 田 富 一
同訴訟代理人弁護士	谷 田 容 一
同 指 定 代 理 人	矢 島 淳
同	赤 上 悦 子
同	安 生 裕

同所

控訴人補助参加人	とちぎ自民党議員会
同 代 表 者	平 池 秀 光
同訴訟代理人弁護士	平 野 浩 視

栃木県矢板市乙畑1630-22

被 控 訴 人 宮 沢 昭 夫

宇都宮市今泉4-14-5

被 控 訴 人 西 房 美

主 文

1 原判決を次のように変更する。

(1) 控訴人は、控訴人補助参加人に対し、3万7500

東 京 高 等 裁 判 所

円及びこれに対する控訴人が控訴人補助参加人に対して請求する日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

(2) 被控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、補助参加によって生じた費用を含め、これを10分し、その9を被控訴人らの負担とし、その余を控訴人及び控訴人補助参加人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消部分に係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、栃木県の住民である被控訴人らが、同県の議会の会派である控訴人補助参加人が平成22年度に控訴人から交付を受けた政務調査費について使途基準に違反する違法な支出を行っており、控訴人補助参加人は栃木県に対して上記支出額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるのに、控訴人はその返還請求を違法に怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、控訴人に対し、控訴人補助参加人に対して不当利得の返還請求をすべきことを求めている事案である。

原審は、被控訴人らの請求の一部（原判決別表35, 49～52）を認容し、その余の請求を棄却した。これに対し、控訴人補助参加人が控訴した。

2 前提事実及び争点

控訴人補助参加人の当審における追加主張及びこれに対する被控訴人らの反論を加えるほかは、原判決の事実及び理由の第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(控訴人補助参加人の当審における追加主張)

(1) 原判決別表35(広報紙用写真撮影及びCD制作代)の支出について

広報印刷費等が政務調査費として支出されていないからといって、広報活動が行われていないとはいえない。すなわち、増淵賢一議員の広報(丙27)は、印刷物によるものではなく、CDのデータによるものであるというべきところ、その広報の内容は、人権対策、地域振興対策、交通政策といった政務調査の対象となっているものであって、県政に関する県民の意思、意見等を把握、聴取し、県議会において適切に反映させることを目的として配布されたものであることは明らかであるから、調査研究に資するための活動に当たる。したがって、上記費用の50%を政務調査費から支出することは、本件用途基準に適合している。

(2) 原判決別表49ないし52の支出について

ア 青木務議員のホームページには、「栃木県政務調査費マニュアルの運用について」と題する申し合わせ文書(乙2)において要件とされている意見等の送付先、連絡先が明示されており、県政報告的内容の部分もあり、議員活動及び県政に関する政策等を県民に周知させるための広報活動としての意義を有するものであることは明らかである。少なくとも、ホームページの制作に要した費用のうち、7%(原判決別表49)、同更新料のうち20%(同表50)は、それぞれ本件用途基準に適合する支出である(丙28、29)。

イ 櫛淵忠男議員のホームページ（丙30）は、平成22年当時も、おおむね現在のものと同程度の内容であったと推認できるところ、同ホームページには議員個人の宣伝的部分も含まれてはいるものの、読者に訴える力は県政報告的内容の部分の方が強く、仮にそうでないとしても、ホームページの運営に要した費用の半額を政務調査費から支出することは許されるから、ホームページ年間利用料の50%に相当する金額（原判決別表51）の支出は、本件用途基準に適合している。

ウ 五月女裕久彦議員のホームページ（丙31）は、平成22年当時も、おおむね現在のものと同程度の内容であったと推認できるところ、同ホームページには議員個人の宣伝的部分も含まれてはいるものの、読者に訴える力は県政報告的内容の部分の方が強く、仮にそうでないとしても、ホームページの運営に要した費用の半額を政務調査費から支出することは許されるから、ホームページ年間利用料の50%に相当する金額（原判決別表52）の支出は、本件用途基準に適合している。

（被控訴人らの反論）

(1) 増淵賢一議員については、被控訴人らが平成22年度栃木県議会のとちぎ自民党議員会政務調査費収支報告書及びそれに関する成果物、領収書を情報公開にて収集したときには、丙第27号証は存在していなかったし、インターネットで検索しても同号証は存在していなかった。したがって、同号証は、後日作成されたものである。

(2) 青木務議員のホームページは、栃木県議会では公開されていないし、原審でも証拠として提出されていなかった。上記ホームページは後日作成されたものである。

(3) 櫛淵忠男議員のホームページは、本件当時、議員の地位を失っているから、

政務調査費を支給する対象となり得ない。

(4) 五月女裕久彦議員のホームページの内容は、栃木県議会では公開されていないし、原審でも証拠として提出されなかった。上記ホームページは後日作成されたものである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、被控訴人らの請求は一部理由があるものと判断する。その理由は、次のように補正し、原判決別表35の支出に関する控訴人補助参加人の当審における追加主張についての判断を加えるほかは、原判決の事実及び理由の第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 補正

ア 原判決50頁5行目及び51頁8行目の「読者の訴える力」を「読者に訴える力」にそれぞれ改める。

イ 原判決52頁5行目の次に行を改めて次のように加える。

「(イ) 青木務議員のホームページ(丙28, 29。なお、同各号証は、平成23年3月9日付け、同年4月28日付け、同年5月2日付けでプリントアウトされたものであるが、平成22年当時もおおむね同程度の内容のものであったと推認できる。)は、同議員の県政報告的内容の部分もあるが、議員個人の宣伝的部分(議員個人の顔写真、氏名、プロフィール、後援会入会案内等)が多く含まれており、読者に訴える力としては県政報告的部分の方が議員個人の宣伝的部分より弱いといえる。」

ウ 原判決52頁6行目の「(イ)」を「(ウ)」に、12行目の「(ウ)」を「(エ)」にそれぞれ改め、17行目の次に行を改めて次のように加え、18行目から19行目を削

り、20行目の「オ」を「カ」に改める。

「オ 五月女裕久彦議員のホームページ（丙31。なお、同号証は、平成25年2月21日付けでプリントアウトされたものであるが、平成22年当時もおおむね同程度の内容のものであったと推認できる。）は、同議員の県政報告的内容の部分もあるが、議員個人の宣伝的部分（議員個人の顔写真、氏名、プロフィール等）も含まれており、県政報告的部分と議員個人の宣伝的部分のいずれが読者に訴える力としてはより強いかは一概にいえぬ。」

エ 原判決53頁1行目末尾の次に次のように加える。

「そして、青木務議員及び五月女裕久彦議員のホームページには、県民からの意見等の送付先、連絡先、e-mailアドレス等が明示されている。」

オ 原判決53頁3行目から13行目までを次のように改める。

「青木務議員のホームページには同議員個人の宣伝的な側面と県政報告的な側面が混在しているが、県政報告的部分の方が議員個人の宣伝的部分よりも、読者に訴える力としては弱いといえるので、ホームページ制作に要した費用については、7%相当（県政報告的な側面に係る部分。丙28）を政務調査費から支出することは許されるが、これを超える部分を政務調査費から支出することは許されず、また、ホームページ更新に要した費用については、20%相当（県政報告的な側面に係る部分。丙29）を政務調査費から支出することは許されるが、これを超える部分を政務調査費から支出することは許されない。そして、控訴人補助参加人が、広報費として政務調査費から支出したのは、ホームページ制作代7%、ホームページ更新料20%にそれぞれ相当する金額である。したがって、原判決別表49及び50の支出は、本件用途基準に適合して

いる。

これに対し、被控訴人らは、上記ホームページは後日作成されたものであると主張するが、これを認めるに足りる証拠はなく、同主張は採用することができない。

次に、櫛淵忠男議員の平成25年2月21日付けホームページ（丙30）の内容（アーカイブとして平成22年11月からの記載がある。）から、同議員が平成22年当時ホームページを開設していたことが推認できる。しかし、平成25年2月21日付けホームページでは、「議会文書 質問通告—検索結果」により、平成21年12月2日までの同議員による一般質問の結果を閲覧することはできるが、それ以後の平成22年から同議員が県議会議員選挙に落選した平成23年4月までの間の県政報告的な内容を持つ書き込み部分は見当たらない。そうすると、平成22年から平成23年4月にかけてホームページ上でどのような議会活動及び県政に関する政策等を県民に周知させる広報活動を行ったのか明らかではないので、平成22年9月17日に支払ったホームページ年間利用料が広報活動に要した費用であるとは認められない。したがって、原判決別表5.1の支出は、本件用途基準に適合しない支出である。

五月女裕久彦議員のホームページには、同議員の宣伝的な側面と県政報告的な側面が混在し、その読者に訴える力がいずれかが明らかに強いとは一概に言いえないから、その更新に要した費用の50%（県政報告的な側面に係る部分）を政務調査費から支出することは許されるが、これを超える部分を政務調査費から支出することは許されない。そして、控訴人補助参加人が、広報費として政務調査費から支出したのは、ホームページ更新料の50%に相当する金額で

ある。したがって、原判決別表５２の支出は、本件用途基準に適合している。」

(2) 原判決別表３５の支出に関する控訴人補助参加人の当審における追加主張についての判断

控訴人補助参加人は、広報印刷費等が政務調査費として支出されていないからといって、広報活動が行われていないとはいえないところ、増淵賢一議員の広報（丙２７）は、CDに保存したデータによるものであり、その広報の内容は、人権対策、地域振興対策、交通政策といった政務調査の対象となっているものであって、県政に関する県民の意思、意見等を把握、聴取し、県議会において適切に反映させることを目的として配布したものであることが明らかであるから、調査研究に資するための活動に当たると主張する。

確かに、増淵賢一議員の写真が掲載された「未来のために政令都市宇都宮」と題する広報（丙２７）において、拉致問題や宇都宮市の政令指定都市昇格等についての同議員の栃木県政のあり方についての私見等が記載されていることを認めることはできる。しかし、上記広報がいつ発行されたのか明らかでなく（控訴人補助参加人提出に係る証拠説明書では、平成２３年作成とあるが、広報自体の中に当該年月日が判明するものはない。）、また、その広報に使用されている増淵賢一議員の写真が平成２２年１２月２２日に撮影された写真（甲３の２０）と同一であるのかも不明（甲３の２０によれば、場所（撮影場所と考えられる。）は視察先となっていて、上記広報に使用されている写真が視察先であるといえるか疑問である。）である。そうすると、平成２２年１２月２２日に撮影された増淵賢一議員の写真が広報活動においてどのように役立てられたのか不明であるから、その写真を撮影し、その画像データを保存したCDを作成するための支出が、広報活動に要した経費と

認めることはできない。

(3) まとめ

以上によれば、本件各支出のうち、原判決別表35の支出、同51の支出が、本件用途基準に適合しない支出であるから、控訴人補助参加人は、栃木県に対して、かかる支出に相当する3万7500円を不当利得として返還する義務を負う。

したがって、栃木県は、控訴人補助参加人に対し、3万7500円について、不当利得に基づく返還請求権を有しており、控訴人はその行使を違法に怠っているというべきである。

なお、被控訴人らは、附帯請求として、訴状送達日の翌日から年5分の割合による金員の支払を求めているが、上記年5分の割合による金員の支払を求める根拠が、民法704条前段の利息を請求しているという趣旨であれば、控訴人補助参加人が悪意の受益者であることを主張立証しなければならないが、これについての主張立証はない。そうすると、被控訴人らの附帯請求の趣旨は、上記不当利得返還債務の履行遅滞に基づく損害賠償(民法415条前段、419条1項本文、2項)を求めているものと解されるところ、上記不当利得返還債務は期限の定めのない債務であるから、債務者は催告により遅滞に陥る(同法412条3項)ので、控訴人補助参加人は、控訴人から請求を受けた日の翌日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負うことになる。

2 以上によれば、被控訴人らの請求は、控訴人は、控訴人補助参加人に対し、3万7500円及びこれに対する控訴人が控訴人補助参加人に対して請求する日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の請求をすべきこと

を求める限度で理由があり，その余の請求は理由がないから，本件控訴の一部は理由があるところ，これと異なる原判決を変更することとし，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 坂 井 満

裁判官 太 田 武 聖

裁判官 内 田 博 久

東京高等裁判所

これは正本である。

平成25年9月27日

東京高等裁判所第20民事部

裁判所書記官 末 木 大